

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

実証実験における運行管理業務の一元化に係る旅客自動車運送事業運輸規則の
取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討」するとされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

一の営業所の運行管理者が、他の営業所の運行管理者の業務の全部又は一部を一元的に行うこと（以下「運行管理業務の一元化」という。）に関し、今般、実証実験として行う運行管理業務の一元化については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして運行管理高度化ワーキンググループ※において認められ、実証実験として当該ワーキンググループの監督の下で行われる運行管理業務の一元化については、「実証実験における運行管理業務の一元化に係る旅客自動車運送事業運輸規則の取扱いについて」（令和4年12月27日付け国自安第124号）により、令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間、それぞれの業務に対応する旅客自動車運送事業運輸規則の規定に適合するものとしたところ、実証実験に参画する事業者における当該取扱いについては、令和6年9月30日まで延長するものとする。

※国土交通省物流・自動車局に設置された有識者会議

国自安第124号
令和4年12月27日

北海道運輸局自動車交通部長 殿
北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

実証実験における運行管理業務の一元化に係る旅客自動車運送事業運輸規則の
取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討」するとされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、一の営業所の運行管理者が、他の営業所の運行管理者の業務の全部又は一部を一元的に行うこと（以下「運行管理業務の一元化」という。）について、運行管理高度化検討会*における実証実験を通じ、輸送の安全に係る課題の把握や当該課題に対応するために必要となる機器の要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う運行管理業務の一元化については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

※国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして運行管理高度化検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下で別表のとおり行われる運行管理業務の一元化については、それぞれの業務に対応する旅客自動車運送事業運輸規則の規定に適合するものとする。

なお、この取扱いは、令和5年1月1日から令和6年3月31日までのものとする。

運行管理業務の一元化の対象となる業務	対応する 旅客自動車運送事業運輸規則の規定	運行管理業務の一元化の実証実験参加事業者			
		ジェイアールバス関東 【運行管理を集約する営業所】 土浦支店 【運行管理が集約される営業所】 水戸支店、いわき支店	会津乗合自動車 【運行管理を集約する営業所】 田島営業所 【運行管理が集約される営業所】 山口営業所	広島電鉄 【運行管理を集約する営業所】 広島南営業所 【運行管理が集約される営業所】 廿日市営業所	芸陽バス 【運行管理を集約する営業所】 西条営業所 【運行管理が集約される営業所】 豊栄営業所
運行に関する状況を適切に把握するための体制整備	第21条の2	○	○	○	○
乗務員台帳(運転者台帳)及び乗務員証等の作成等	第37条、第48条第1項第13号の2、第48条第1項第14号、第48条第1項第15号	○	○	○	○
乗務割の作成	第21条第1項、第48条第1項第3号	○	○	○	×
運転基準図、運行指示書の作成、経路の調査等	第27条、第28条、第28条の2、第48条第1項第10号、第48条第1項第11号、第48条第1項第12号、第48条第1項第12号の2	○	○	×	×
交替運転者の配置	第21条第6項、第48条第1項第5号	○	×	○	○
乗務前点呼	第24条第1項、第48条第1項第6号	○	○	○	○
異常気象等の理由に伴う指示	第20条、第48条第1項第2号	○	○	○	○
運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由に伴う指示	第21条第4項、第21条第7項、第48条第1項第4号、第48条第1項第5号の2	○	○	○	○
運行指示書の変更に伴う指示	第28条の2、第48条第1項第12号の2	○	○	○	○
事故の記録	第26条の2、第48条第1項第9号の2	○	○	○	○
中間点呼	第24条第3項、第48条第1項第6号	○	○	—	—
乗務後点呼	第24条第2項、第48条第1項第6号	○	○	○	○
乗務記録の管理	第25条、第48条第1項第7号	○	×	×	×
運行記録計による記録の管理	第26条、第48条第1項第9号、第48条第1項第9号の2	○	×	×	×
乗務員に対する指導監督	第38条、第48条第1項第16号、第48条第1項第20号	○	○	×	×
乗務員の労務管理	第15条、第21条第1項、第48条第1項第1号、第48条第1項第3号、第48条第1項第19号	○	○	○	○
乗務員の健康管理	第21条第5項、第48条第1項第4号の2	○	○	×	×
運転者の適性診断に対する受診指導	第38条第2項、第48条第1項第16号の2	○	○	×	×
休憩仮眠施設等の管理	第21条第2項、第21条第3項、第43条第2項、第48条第1項第3号の2、第48条第1項第17号	○	×	×	×
アルコール検知器の常時有効保持	第24条第4項、第48条第1項第6号	○	×	×	×
補助者に対する指導監督	第48条第1項第18号	○	○	×	×

凡例 ○:一元化を行う業務、×:一元化を行わない業務

実証実験の詳細は、こちらをご覧ください。 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001580838.pdf>